

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日区議会議決）により、平成30年7月19日に、以下の事件について、和解に関する専決処分をしたので同法同条第2項の規定に基づき報告する。

1 事件の概要

平成24年11月15日、板橋区立小学校の校庭において、第一審原告が、放課後子ども教室の指導員から暴行を受け、本件暴行及びその後の区の不誠実な対応により、心身に障害を負ったとして、平成28年4月12日付けで、第一審原告ら（以下「原告ら」という。）から指導員、指導員の雇用主である会社（以下「被告会社」という。）及び区を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された。

平成30年2月14日、東京地方裁判所は、指導員が公権力を行使する公務員であるとはいえないと区の責任を否定する一方、被告会社が原告らに対し約245万円を支払うことを命じ、その余の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。その後、これを不服とした原告ら及び被告会社から東京高等裁判所に対し、それぞれ控訴が提起された。

2 和解の内容

区に係る和解の内容は、平成30年9月13日付け区議会議長宛て報告文のとおり

3 専決処分年月日

平成30年7月19日